

門司港地域複合公共施設新築工事基本設計業務に係る簡易公募型プロポーザル  
質疑に対する回答

No	項目		ページ	質疑内容	回答
7	説明書	2 資格要件等 ウ 協力者(協力事 務所)について ②	3	「協力者(協力事務所)は「ア 応募者の資格要件」の①～④ 各号の資格要件を満たすこと とする。」とあるが、管理技術 者、意匠主任技術者、構造主 任技術者及び設備主任技術者 以外に、劇場コンサル及び音 響コンサルなどの専門分野を 協力事務所とする場合、上記 ①～④の資格要件は適用外と 考えてよいのか。	本業務に関する専門分野 は、構造及び建築設備とみな すため、劇場や音響などに特 化した分野は、対象外と考えて います。 このため、劇場や音響などに 特化した業務を行う事務所に ついて、「本プロポーザル説明 書 2資格要件等 ウ協力者 (協力事務所)について」に係 る②及び③の要件は該当しま せん。 なお、この場合、協力者(協 力事務所)の数として算定され ます。
8	説明書	2 資格要件等 ウ 協力者(協力事 務所)について ③	3	また、「協力者(協力事務所) となった者は、～中略～この手 続きに参加する他の協力者 (協力事務所)となることはでき ない。」とあるが、劇場、音響の コンサルなどは国内での数が 限られているため、複数の応 募者の協力事務所となること を、認められると考えてよい か。	NO. 7の回答と同じです。
9	参加表明書 作成要領	3 添付書類 (10)	2	「共同企業体の代表者に所 属する一級建築士～中略～雇 用関係が3ヶ月以上経過して いることが確認できる書類:各 1部(10名必須)」とあるが、一 級建築士が7月17日時点で10 名(管理・意匠主任・構造主任・ 設備主任技術者)在籍している ことが確認できる書類(書類は 10人分の一級建築士証書と保 健証)があればよいということ か。	本プロポーザルへの参加要 件として、7月17日(参加表 明書提出期間の末日)時点に おいて、代表者に所属する一 級建築士との雇用関係が3ヶ 月以上経過していることを示す 確認書類(一級建築士証書及 び健康保険証など)が10名分 必要となります。 なお、これは、第一次審査 に係る企業要件とは別である ため、同審査では、計20名分 の確認書類が添付されていな ければ、減点となります。
10	特記仕様書	Ⅱ 業務仕様 2 業務の実施 (8) 資料の貸与 ア.貸与資料	6	計画敷地又は周辺のボーリ ングデータがあれば、提示いた だけますか。	特記仕様書に記載していると おり、本基本設計業務に係る 地質調査については、別途発 注する予定です。
11	特記仕様書	Ⅱ 業務仕様 2 業務の実施 (8) 資料の貸与 ア.貸与資料	6	計画地の現況測量図(敷地 の高低及び用途地域境界線を 含む。)に関する資料及びCA Dデータがあれば、提示いた だけますか。	特記仕様書に記載していると おり、本基本設計業務に係る 敷地測量については、別途発 注する予定です。